

高齢者の訪問販売による契約 その1



ひとり暮らしや昼間一人でいることが多い高齢者が増加しています。それにもない、業者はひとり暮らしの高齢者を狙っています。トラブルに巻き込まれないように手口をご紹介します。

<事例1>

同居している80歳代の母が、昼間一人でいる時に訪問販売で布団を購入した。業者が布団にカバーをかけて帰ったので、そのまま使用しているが、クーリング・オフできるか。数年前にもこの業者から布団を購入している。

<対応>

布団は使用していても契約してから8日以内ならクーリング・オフできます。業者にはがきで通知するように書き方と出し方を伝えました。

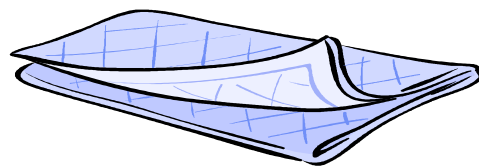
<事例2>

数年前から、心療内科に通っているひとり暮らしの母が、訪問販売で布団のリフォームの契約をした。母は金額やいつ出来上がってくるかはわかっているが、契約時の状況は全く覚えていない。母は認知症気味なので、金銭管理は娘である私がしている。解約できないか。

<対応>

相談を受けたのは契約してから2週間経過し、今日集金に来るという日だった。すでにクーリング・オフ期間は過ぎてしまっていたが、勧誘方法に問題があったので、関連の協会に助言をもらい、センターが減額交渉しました。

ちょこっとアドバイス



- *訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- *布団など使用していても、クーリング・オフできます。一部できない商品もありますので、詳細はセンターに確認ください。
- *クーリング・オフ期間が過ぎていても、あきらめないでご相談ください。